

# 山梨県公報

第二百八十四号

令和四年

五月十六日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始……………二六七  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………二六七

### 公告

○一般競争入札について……………二六七  
○山梨県登録販売者試験の実施……………二六九  
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………二六九  
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………二七〇  
○使用料の収納事務の委託……………二七一  
○公共測量の実施……………二七一  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二七一

## 告示

### 山梨県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年六月六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地先から 甲州市塩山一ノ瀬高橋六〇〇番	一四八・二	令和四年五月十六日

一 地先まで

### 山梨県告示第百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和四年五月十日
- 指定道路の位置 富士吉田市小見二丁目二千五百五十二番二、二千五百五十二番五及び二千五百五十三番三
- 指定道路の幅員 最大五・三五メートル 最小四・五〇メートル
- 指定道路の延長 三十一・三六メートル

## 公告

### 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一般競争入札に付する事項

- 役務の名称及び数量
- (一) 名称 新型コロナウイルス感染症に係る退所後ケア等対象患者移送業務委託
- (二) 数量 一式
- 役務の様態等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
  - 履行期間 令和四年六月一日から令和五年三月三十一日まで
  - 履行場所 知事が指定する場所
  - 事務を担当する所属 山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この

公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
  - 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
  - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
  - 4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- 四 一般競争入札の参加資格の確認
- 1 申請の時期
    - (一) 申請書を持参で提出する場合 この公告の日から令和四年五月二十日（金）まで
    - (二) 申請書を郵送で提出する場合 令和四年五月十八日（水）までの消印を有効とする。
  - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
  - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。  
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ
  - 五 入札手続等
    - 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年五月十八日（水）までの日の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
    - 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日の翌日から令和四年五月十八日（水）までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（同日にあつては、午前九時から正午まで）、四に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八の問合せ先に電話連絡すること。
    - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札

の参加資格の確認を受けること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所
  - (一) 日時 令和四年五月二十六日（木）午前十時
  - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ宛てに令和四年五月二十五日（水）午後五時までに到着するよう送付すること。
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
  - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
  - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
  - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
  - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。入札回数は二回を限度とし、二回目の入札においても落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することができるとする。
- 六 その他
  - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
    - (一) 言語 日本語
    - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、これを免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 違約金の有無 有
  - 5 最低制限価格の有無 無
  - 6 前払金の有無 無
  - 7 契約書作成の要否 要
  - 8 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に三から四までのいずれかに該当する者となつた

場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ（電話〇五五―二二三三―一六三五）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: patient transport services for COVID-19 infection 1 set
- 2 Date and time for tender: 10:00AM May 26, 2022
- 3 Bureau in charge: COVID-19 Countermeasures Division, Governor's Central Department, Yamashashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1635

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日 令和四年九月六日（火）

二 試験場所 甲府市大津町二千九十二番地八 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - 2 人体の働きと医薬品
  - 3 主な医薬品とその作用
  - 4 薬事に関する法規と制度
  - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 受験手続
- 1 提出書類

(一) 受験願書（正本副本各一通とする。）

(二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメー

トルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。）

2 受験手数料 一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間 令和四年六月十三日（月）から同月二十四日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先 甲府市に在在する受験者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に在在する受験者にあつては各保健福祉事務所（保健所）に、本人又は代理人が持参すること。県外に在在する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表 令和四年十月十四日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側掲示板、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市保健所の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二二三―一四九一）に問い合わせることに。

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 S M F L みるい パートナーズ株式会社 代表取締役 寺田達朗 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビバモール甲斐敷島 山梨県甲斐市中下条字東河原二千番一外及び甲府市荒川二丁目二番二外
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	S M F Lみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺田達朗 東京都千代田区大手町一丁目五番一号	変更後	S M F Lみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺田達朗 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡辺修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外八者	変更後	株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外八者
-----	--	-----	---

- 3 変更の年月日 令和二年十月一日外  
 三 届出年月日 令和四年四月二十六日  
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年九月十六日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年五月十六日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあっては 住所

代表者の氏名

株式会社四つ葉コーポレーション  
代表取締役 小澤牧子

山梨県甲府市北口三丁目四番三十三号セインツ  
二十五ー二千五百一号室

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 おかじま都留食品館

(二) 所在地 山梨県都留市田原二丁目八百四十三番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二千二百四十七平方メートル	千六百三十三平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百六十六台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 九十台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 五十台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二十台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 九十平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 二十四平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 八十立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 十七立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 六箇所 位置 届出の図面のとおり	数 四箇所 位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日 令和四年十二月二十九日

- 三 届出年月日 令和四年四月二十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年九月十六日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 S P S ・ 桔梗屋 ・ K B S 共同事業体
- 二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料
- 三 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲州市塩山上萩原地内外
- 三 測量の期間 令和四年四月二十九日から令和五年二月二十八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町河口字井坪五百十二番二、五百十二番三、五百十二番四の一部、五百十二番九から五百十二番十一ま

で、五百十七番一から五百十七番三まで、五百十八番六の一部、五百十八番七、五百十八番十、五百十八番十一、五百十八番十四、五百二十一番一から五百二十一番八まで、五百二十一番十の一部、五百二十一番十二、五百二十一番十三、五百二十一番十七から五百二十一番二十四まで、五百二十二番一、五百二十二番二、五百二十二番七、五百二十二番十一、五百二十二番十七、五百二十二番十九の一部、五百二十二番二十二、五百二十二番二十三、五百二十二番二十六から五百二十二番三十六まで、五百二十六番一、五百二十六番五、五百二十六番六及び五百二十六番九の区域

二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町河口千六百九十一番地二 株式会社大伴 代表取締役 伴 實成

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番